

藤沢市屋外広告物条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後				改正前			
○藤沢市屋外広告物条例				○藤沢市屋外広告物条例			
平成19年12月26日条例第23号 <u>令和7年3月7日条例第8号</u>				平成19年12月26日条例第23号			
別表第2（第9条関係）				別表第2（第9条関係）			
広告物等	許可地域	基準		広告物等	許可地域	基準	
建築物の壁面を利用するもの	はり紙 はり札等	すべての許可地域	1 表示面積は、1枚につき1平方メートル以下とすること。 2 同一のものを連続して表示しないこと。 3 容易に除却することができる方法により表示すること。	建築物の壁面を利用するもの	はり紙 はり札等	すべての許可地域	1 表示面積は、1枚につき1平方メートル以下とすること。 2 同一のものを連続して表示しないこと。 3 容易に除却することができる方法により表示すること。
	壁面に直接表示し、又は設置するもの	自然系許可地域	1 1の建築物の1の壁面についての表示面積は、5平方メートル以下とすること。 2 1の建築物について表示し、又は掲出する壁面は、4面以下とすること。 3 高さは、地上5メートル以下とし、かつ、建築物の2階窓下以下とすること。 <u>ただし、建築物、施設若しくは団体の名称のうち一つを表す文字又はシンボルマークその他これらに類するもののうち一つを立体的に加工したものを壁面に直接取り付けることによって表示するもの（以下「建築物名称等の切り文字等」という。）は、この限りでない。</u> 4 壁面からはみ出さないこと。		壁面に直接表示し、又は設置するもの	自然系許可地域	1 1の建築物の1の壁面についての表示面積は、5平方メートル以下とすること。 2 1の建築物について表示し、又は掲出する壁面は、4面以下とすること。 3 高さは、地上5メートル以下とし、かつ、建築物の2階窓下以下とすること。 4 壁面からはみ出さないこと。
		住居系許可地域	1 1の建築物の1の壁面についての表示面積は、10平方メートル以下とすること。 2 1の建築物について表示し、又は掲出す			住居系許可地域	1 1の建築物の1の壁面についての表示面積は、10平方メートル以下とすること。 2 1の建築物について表示し、又は掲出す

改正後					改正前				
			る壁面は、4面以下とすること。 3 高さは、地上5メートル以下とし、かつ、建築物の2階窓下以下とすること。<u>ただし、建築物名称等の切り文字等は、この限りでない。</u> 4 壁面からはみ出さないこと。				る壁面は、4面以下とすること。 3 高さは、地上5メートル以下とし、かつ、建築物の2階窓下以下とすること。 4 壁面からはみ出さないこと。		
		工業系許可地域	1 1の建築物の1の壁面についての表示面積は、20平方メートル以下とすること。 2 1の建築物について表示し、又は掲出する壁面は、4面以下とすること。 3 高さは、地上10メートル以下とし、かつ、建築物の3階窓下以下とすること。<u>ただし、建築物名称等の切り文字等は、この限りでない。</u> 4 壁面からはみ出さないこと。			工業系許可地域	1 1の建築物の1の壁面についての表示面積は、20平方メートル以下とすること。 2 1の建築物について表示し、又は掲出する壁面は、4面以下とすること。 3 高さは、地上10メートル以下とし、かつ、建築物の3階窓下以下とすること。 4 壁面からはみ出さないこと。		
		沿道系許可地域 商業系許可地域	1 1の建築物の1の壁面についての表示面積は、30平方メートル以下とすること。 2 1の建築物について表示し、又は掲出する壁面は、4面以下とすること。 3 高さは、地上10メートル以下とし、かつ、建築物の3階窓下以下とすること。<u>ただし、建築物名称等の切り文字等は、この限りでない。</u> 4 壁面からはみ出さないこと。			沿道系許可地域 商業系許可地域	1 1の建築物の1の壁面についての表示面積は、30平方メートル以下とすること。 2 1の建築物について表示し、又は掲出する壁面は、4面以下とすること。 3 高さは、地上10メートル以下とし、かつ、建築物の3階窓下以下とすること。 4 壁面からはみ出さないこと。		

別表第3（第9条関係）

広告物等	基準
<u>電車の外面を利用するもの</u>	<u>1 発光し、蛍光素材を使用し、又は反射効果を有する広告物は、表示しないこと。</u>

別表第3（第9条関係）

広告物等	基準
<u>電車又は自動車等の外面を利用</u>	<u>1 発光し、蛍光素材を使用し、又は反射効果を有する広告物は表示しないこと。</u>

改正後			改正前		
		<u>2 電光表示装置等の映像を映し出す装置その他運転者の注意力を著しく低下させるおそれのあるものは、設置しないこと。</u> <u>3 色彩、意匠その他の表示の方法が走行する地域の景観に調和したものであること。</u> <u>4 次の各号のいずれかに該当すること。</u> <u>(1) 次のア及びイのいずれにも適合するものであること。</u> <u>ア 前面又は後面に表示するものについては、縦 0.6メートル以下、横1メートル以下のものとし、それぞれ1件に限ること。</u> <u>イ 側面に表示するものについては、1件につき縦0.6メートル以下、横3メートル以下とし、1の側面についての表示面積の合計は、1.8平方メートル以下とすること。</u> <u>(2) 次のア及びイのいずれにも適合するものであること。</u> <u>ア 1の外面に表示する広告物の面積の合計は、当該外面の面積の10分の1以下とし、電車の屋根及び底面には広告物を表示しないこと。</u> <u>イ 車体の窓、ドア等のガラスの部分には、広告物を表示しないこと。</u>	<u>するもの（共通）</u> <u>電車又は自動車の外面を利用するもの（電車又は路線バスの1の車両についての表示面積の合計が4.2平方メートルを超えるものを除く。）</u>	<u>2 電光表示装置等の映像を映し出す装置その他運転者の注意力を著しく低下させるおそれのあるものは、設置しないこと。</u> <u>3 色彩、意匠その他の表示の方法が走行する地域の景観に調和したものであること。</u> <u>1 表示の位置は、前面以外の外面とすること。</u> <u>2 1の車両についての表示面積の合計は、4.2平方メートル以下とすること。</u> <u>3 側面に表示するものについては、1件につき縦0.6メートル以下、横3メートル以下とし、1の側面についての表示面積の合計は、1.8平方メートル以下とすること。</u> <u>4 後面に表示するものについては、縦0.6メートル以下、横1メートル以下のものとし、1件に限ること。</u> <u>5 広告宣伝用自動車に表示する広告物には、前各号の規定は、適用しない。</u>	
自動車等（路線バスに限る。）の外面を利用するもの	<u>1 発光し、蛍光素材を使用し、又は反射効果を有する広告物は表示しないこと。</u> <u>2 電光表示装置等の映像を映し出す装置その他運転者の注意力を著しく低下させる恐れのある</u>		<u>電車又は路線バスの外面を利用するもので、1の車両について</u> <u>1 電車の1の外面に表示する広告物の面積の合計は、当該外面の面積の10分の1以下とし、電車の屋根及び底面には広告物を表示しないこと。</u>		

改正後			改正前		
		<u>ものは、設置しないこと。</u> 3 <u>色彩、意匠その他の表示の方法が走行する地域の景観に調和したものであること。</u> 4 <u>次の各号のいずれかに該当すること。</u> <u>(1) 次のアからウまでのいずれにも適合するものであること。</u> <u>ア 表示の位置は、前面以外とすること。</u> <u>イ 側面に表示するものについては、1件につき縦0.6メートル以下、横3メートル以下とし、1の側面についての表示面積の合計は、1.8平方メートル以下とすること。</u> <u>ウ 後面に表示するものについては、縦0.6メートル以下、横1メートル以下のものとし、1件に限ること。</u> <u>(2) 次のアからウまでのいずれにも適合するものであること。</u> <u>ア 表示の位置は、前面以外とすること。</u> <u>イ 車両の窓の上端から上部には文字等を表示せず、広告物の地色1色とすること。</u> <u>ウ 車両の窓、ドア等のガラス部分には表示しないこと。</u>		<u>の表示面積の合計が4.2平方メートルを超えるもの</u>	<u>2 路線バスの外面に広告物を表示することができる位置は、前面以外の外面とし、路線バスの車体の窓から上部については、広告物の地色を1色とすること。</u> <u>3 車体の窓、ドア等のガラスの部分には、広告物を表示しないこと。</u> <u>4 発光し、蛍光塗料、発光塗料その他これらに類するものを使用する広告物で、運転者を幻惑させるおそれのあるものは、表示しないこと。</u> <u>5 電光表示装置等の映像を映し出す装置その他運転者の注意力を著しく低下させるおそれのあるものは、設置しないこと。</u> <u>6 色彩、意匠その他の表示の方法を走行する地域の景観に配慮したものとする。</u>
自動車等（路線バスを除く。）の外面を利用するもの		1 <u>発光し、蛍光素材を使用し、又は反射効果を有する広告物は表示しないこと。</u> 2 <u>電光表示装置等の映像を映し出す装置その他運転者の注意力を著しく低下させるおそれのあるものは、設置しないこと。</u> 3 <u>色彩、意匠その他の表示の方法が走行する地域の景観に調和したものであること。</u>			

改正後			改正前		
		4 表示の位置は、前面以外の外面とすること。 5 側面に表示するものについては、1 件につき縦 0.6 メートル以下、横 3 メートル以下とし、1 の側面についての表示面積の合計は、1.8 平方メートル以下とすること。 6 後面に表示するものについては、縦 0.6 メートル以下、横 1 メートル以下のものとし、1 件に限ること。 7 広告宣伝用自動車に表示する広告物には、第 4 項から前項までの規定は、適用しない。			

別表第 4（第10条関係）

広告物等	街区	基準
自動車等（路線バスに限る。）の外面を利用するものの	すべての街区	1 発光し、蛍光素材を使用し、又は反射効果を有する広告物は、表示しないこと。
		2 電光表示装置等の映像を映し出す装置その他運転者の注意力を著しく低下させるおそれのあるものは、設置しないこと
		3 色彩、意匠その他の表示の方法が走行する地域の景観に調和したものであること。
		4 次の各号のいずれかに該当すること。ただし、広告宣伝用自動車に表示する広告物を除く。
		(1) 次のアからウまでのいずれにも適合するものであること。
		ア 表示の位置は、前面以外の外面とすること。
		イ 側面に表示するものについては、1 件につき縦 0.6 メートル以下、横 3 メートル

別表第 4（第10条関係）

広告物等	街区	基準
自動車の外面を利用するもの（路線バスの 1 の車両についての表示面積の合計が 4.2 平方メートルを超えるものを除く。）	すべての街区	1 表示の位置は、前面以外の外面とすること。
		2 1 の車両についての表示面積の合計は、4.2 平方メートル以下とすること。
		3 側面に表示するものについては、1 件につき縦 0.6 メートル以下、横 3 メートル以下とし、1 の側面についての表示面積の合計は、1.8 平方メートル以下とすること。
		4 後面に表示するものについては、縦 0.6 メートル以下、横 1 メートル以下のものとし、1 件に限ること。
		5 広告宣伝用自動車に表示する広告物には、前各号の規定は、適用しない。

改正後				改正前			
			<u>以下とし、1の側面についての表示面積の合計は、1.8平方メートル以下とすること。</u> <u>ウ 後面に表示するものについては、縦0.6メートル以下、横1メートル以下のものとし、1件に限ること。</u> <u>(2) 次のア及びイのいずれにも適合するものであること。</u> <u>ア 路線バスの外面に広告物を表示することができる位置は、前面以外の外面とすること。</u> <u>イ 車体の窓、ドア等のガラスの部分には、広告物を表示しないこと。</u>				
自動車等（路線バスを除く。）の外面を利用するもの	すべての街区	<u>1 発光し、蛍光素材を使用し、又は反射効果を有する広告物は、表示しないこと。</u> <u>2 電光表示装置等の映像を映し出す装置その他の運転者の注意力を著しく低下させるおそれのあるものは、設置しないこと</u> <u>3 色彩、意匠その他の表示の方法が走行する地域の景観に調和したものであること。</u> <u>4 表示の位置は、前面以外の外面とすること。</u> <u>5 側面に表示するものについては、1件につき縦0.6メートル以下、横3メートル以下とし、1の側面についての表示面積の合計は、1.8平方メートル以下とすること。</u> <u>6 後面に表示するものについては、縦0.6メートル以下、横1メートル以下のものとし、1件に限ること。</u>		路線バスの外面を利用するもので、1の車両についての表示面積の合計が4.2平方メートルを超えるもの	すべての街区	1 路線バスの外面に広告物を表示することができる位置は、前面以外の外面とすること。 2 車体の窓、ドア等のガラスの部分には、広告物を表示しないこと。 3 発光し、又は蛍光塗料、発光塗料その他これらに類するものを使用する広告物で、運転者を幻惑させるおそれのあるものは、表示しないこと。 4 意匠その他表示の方法を走行する地域の景観に配慮したものとする。	

改正後				改正前			
			7 広告宣伝用自動車に表示する広告物には、 前各項の規定は、適用しない。				
別表第6（第17条関係）				別表第6（第17条関係）			
	広告物等の種類	単位	手数料の額		広告物等の種類	単位	手数料の額
	のぼり旗	1本	1月ごとに100円		のぼり旗	1本	100円
	広告幕	1張	1月ごとに200円		広告幕	1張	200円